

岩手県障害者施策推進協議会委員 募集要項

1 趣旨

岩手県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）は、障害者基本法第36条第1項の規定に基づき、県の障がい者施策の推進に関する事項の調査審議等を目的として県が設置した合議制の附属機関です。

今般、協議会の運営に広く県民の意見を反映させるため、委員の一部を公募します。

2 公募委員数

1名

3 委員に応募できる方

- (1) 県内に住所を有する満20歳以上の方（令和7年4月1日現在）
- (2) 年に2回程度、盛岡市で開催する協議会に出席できる方（原則として平日の日中）
- (3) 公務員及び保健・福祉・医療の業務に職業として従事していない方

4 業務内容

協議会に御出席いただき、県の障がい者施策に関する事項について、御意見・御提言をいただきます。

5 委員謝金等

協議会に出席する際の旅費及び謝金については、岩手県の規定により支給します。

6 委員任期

任命の日から令和9年5月31日までとします。

7 応募方法

- (1) 応募に際し、提出いただくもの。

ア 別紙「岩手県障害者施策推進協議会委員 応募申込書」1部

（申込書と同内容の記載があれば、様式は問いません）

イ 応募の動機や障がい者施策に関する考えを400字から800字以内にまとめた作文 1部

（様式は問いません。また、提出された作文はお返ししません。）

※電子メールによる提出の場合は、「ワード」又は「テキスト」の形式としてください。

- (2) 応募期間及び応募方法

令和7年4月28日（月）から5月27日（火）までの期間に、郵送又は電子メールにより下記事務局あて提出してください。

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課 障がい福祉担当

住 所：〒020-8570 盛岡市内丸10-1

電 話：019-629-5447（直通）

電子メール：AD0006@pref.iwate.jp

- (3) 選考

県保健福祉部に設置する公募委員等選考委員会で審査のうえ決定します。

なお、選考結果については、各応募者に通知します。